

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）
で行ってください。

なお、入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。入札書を
誤って呉支部又は三次支部に提出すると
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 1月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月16日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 5日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月20日 午前 9時00分から 令和 8年 1月20日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,711,000 6,968,800	一括	1,750,000	112,786	0
1	2,761,000				
2	5,950,000				
					</



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋 | |
| | 地 番 | 708番1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 327.21平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋708番地1 | |
| | 家屋 番号 | 708番1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 63.34平方メートル |
| | | 2階 | 45.13平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月 9日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋 | |
| | 地 番 | 708番1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 327.21平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋708番地1 | |
| | 家屋 番号 | 708番1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 63.34平方メートル |
| | | 2階 | 45.13平方メートル |



令和 7年(ケ)第103号
令和 7年 8月21日受理
令和 7年 9月11日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋

地 番 708番1

地 目 宅地

地 積 327.21平方メートル

共有者 A 持分5分の3

共有者 B 持分5分の2

2 所 在 安芸高田市吉田町吉田字大賀屋708番地1

家屋 番号 708番1

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 63.34平方メートル
2階 45.13平方メートル

共有者 A 持分5分の3

共有者 B 持分5分の2



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島県安芸高田市吉田町吉田708番地1	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
()	記載事項なし 以 上

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件1の土地は、北西側の市道（油縄手線）に接している。
 - 2 物件2の建物の占有については、所有者（共有者ら）から貸借関係の照会に対する回答書の提出はないが、立入調査の結果からは、第三者占有の徴表は見られなかったことから所有者占有と認めた。
 - 3 所有者等からの陳述を得ることはできなかったが、室内の設備（柱等に貼られた爪とぎボード 写真⑭）から、猫あるいは犬が室内で飼育されていたものと思われる。
- 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年8月22日 (金) 9 : 0 0 - 9 : 0 5	広島法務局三次支局	公図等の交付申請
令和7年8月22日 (金) 9 : 4 5 - 9 : 5 5	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年8月22日 (金) 1 0 : 0 5 - 1 0 : 1 0	安芸高田市役所	接道調査 (管理課) 間取図面の交付申請 (税務課))
令和7年8月27日 (水)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手440円分使用) (回答書提出なし)
令和7年9月8日 (月) 1 3 : 0 0 - 1 3 : 4 5	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年9月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ	遊	ハ	484-4	ホ	491-3
ロ	遊	ニ	487-9	ヘ	水

+49402.061



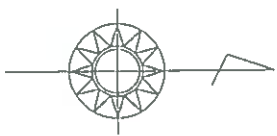
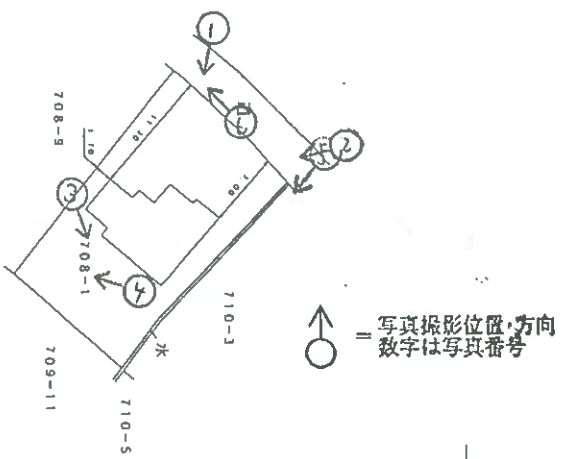
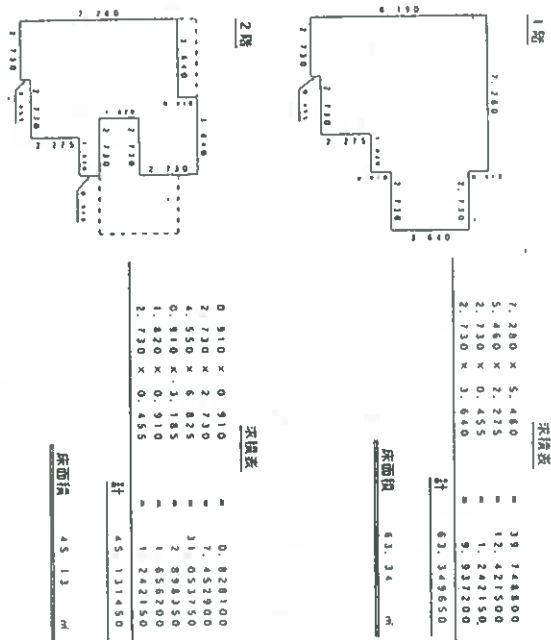
吉田町吉田

登記年月日：平成29年7月14日

各階平面図

家屋番号	708-1	建物図面
建物の所在	安芸高田市吉田町吉田字大賀屋708番地1	

各階平面図



(6 枚目)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

1階

物件2



2階



↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

建物床面積

1階 63.34 m²

2階 45.13 m²

延べ 108.47 m²

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



接道

写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱



写真⑱



令和 7 年 (ケ) 第 103 号
令和 7 年 9 月 8 日 現地調査
令和 7 年 9 月 11 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田原 俊一郎

印

第1 評価額

一括価格	
金 8,711,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,761,000円
物件2 (建物)	金 5,950,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 持 分	安芸高田市吉田町吉田字大賀屋 7 0 8 番 1 宅地 327.21m ² 5 分 の 3 5 分 の 2	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 持 分	安芸高田市吉田町吉田字大賀屋7 0 8 番地1 7 0 8 番 1 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 63.34m ² 2階 45.13m ² 延べ 108.47m ² 5 分 の 3 5 分 の 2	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 芸備線「吉田口」駅の西方・直線距離約 3.8 km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	付近は中規模の一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 22条区域 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 327.21 m ²	間口 約 14 m 奥行 約 23 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢はほぼ平坦
接面道路の状況	北西側 約 3.6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※広島県北部建設事務所建築課にて、建築基準法上の道路(法42条2項)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・土砂災害警戒区域に含まれる。 ・建替えに際して、セッバックを要する。(地域格差で考慮) ・周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地「御本館跡」、「郡山城跡」が存する。建物の建替えに際し、協議が必要となる可能性あり。 ・隣接地が美容室である。又、周辺土地(安芸高田市吉田町吉田字大賀屋719番3の一部)が形質変更時要届出区域に指定されている。以上を踏まえると、土壌汚染の可能性はある。 ・敷地内に工作物あり。 ・北東側に水路あり。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 29 年 7 月 10 日 新築 経 過 年 数：約 8 年 経済的残存耐用年数：約 22 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング、畳等 設 備： 電気、給排水等 その他： 特になし。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ ペットを飼っていた可能性あり。 ・ 床・壁紙に汚れ、破れあり。 ・ 現地調査において太陽光発電設備を確認したが、評価の対象外とする。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	25,900	0.99	327.21	0.95	1	7,970,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約3.6m舗装市道に略等高接面する地積約300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（安芸高田-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 (円/㎡) a×b×c×d
30,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{116}$	25,900

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

水路あり	0.99
相乗積	0.99

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)
物件1 持分5分の3 + 持分5分の2 = 1

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	108.47	0.3	1	5,857,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
8 年	22 年	30 年

残価率	観察減価
5 %	60 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.30$$

エ 持 分： 共有持分 (完全所有権の場合は1と表記)
物件2 持分5分の3 + 持分5分の2 = 1

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,970,000	0.45 法定地上権	3,587,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 45 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	7,970,000	- 3,587,000		0.90	0.70	2,761,000
2	5,857,000	+ 3,587,000	1.00	0.90	0.70	5,950,000
一括価格 (合計)						8,711,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 土壌汚染の可能性あり。▲10%

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（安芸高田-1）

所 在 : 安芸高田市吉田町吉田字下新三川1150番
価 格 : 30,000円/m²
位 置 : JR芸備線「吉田口」駅 西方 道路距離 約 6.5kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 365m²
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北西側4.3m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅等が建ち並ぶ古くからの住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 5,626,375 円（1m²当たり 17,195 円）、課税地積 327.21 m²

物件2 6,753,917 円（1m²当たり 62,265 円）、課税床面積 108.47 m²

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（安芸高田市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 受命物件の位置図（安芸高田市「白図」縮尺 1/40,000）
- 3 公図写し（法務局備付）
- 4 地積測量図写し（法務局備付）
- 5 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 6 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図（安芸高田市「白図」）

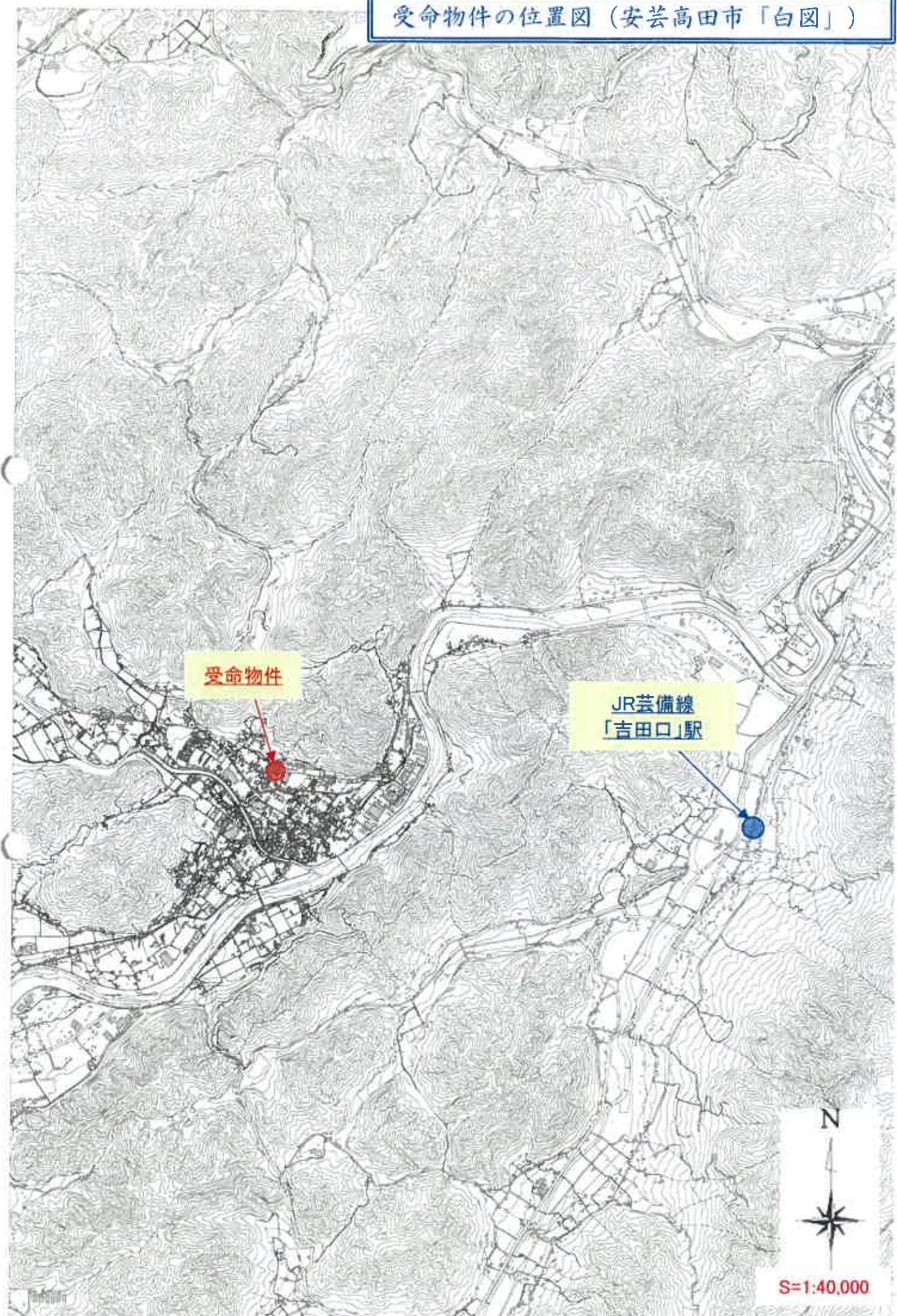
受命物件

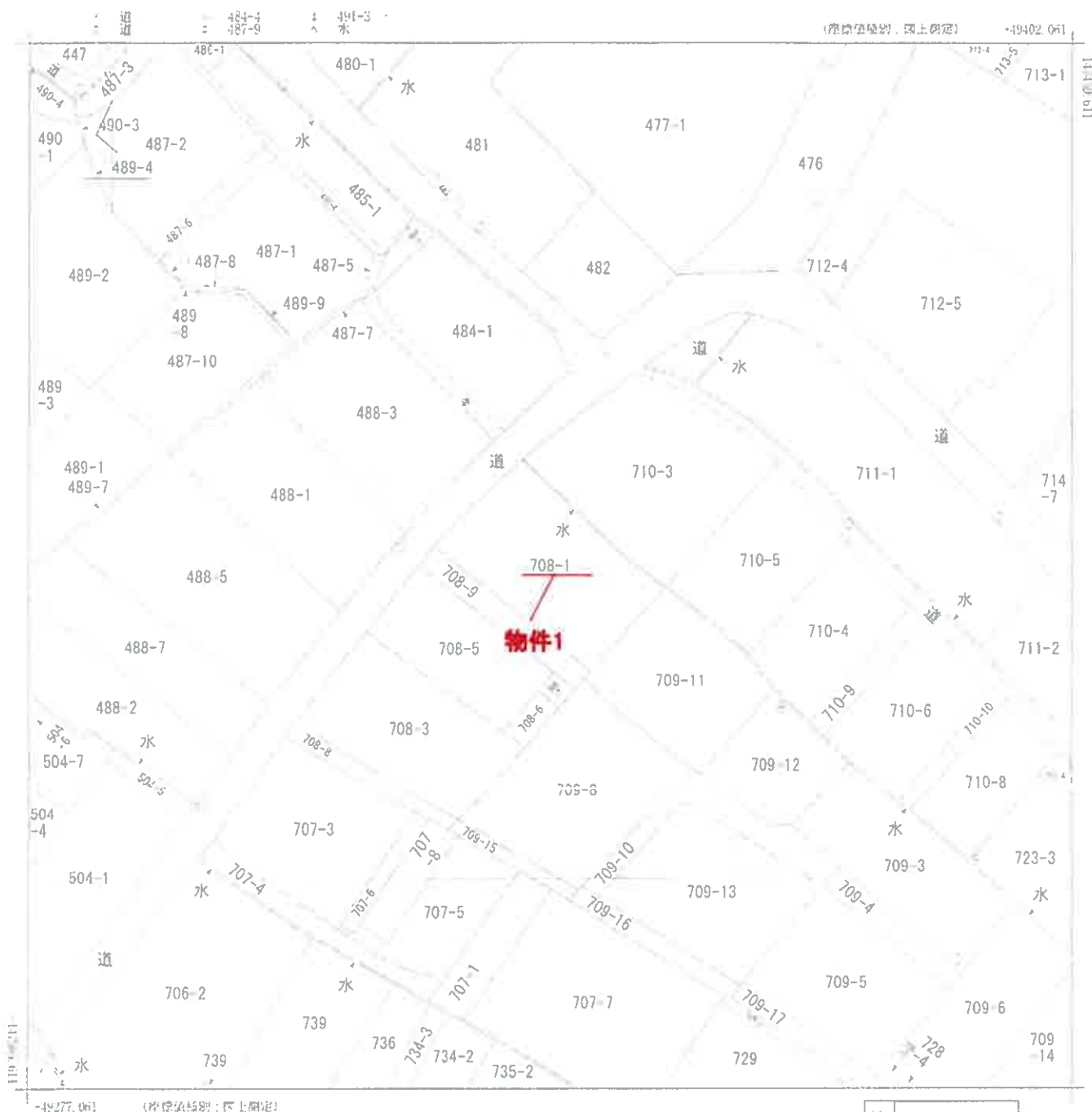
地価公示標準地
安芸高田一



S=1:10,000

受命物件の位置図（安芸高田市「白図」）





地番
見出
吉田町吉田

請求 部分	所在	安芸高田市吉田町吉田字大賀屋				地番	708番1			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	乙	座標系 番号又は 記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)			種類 地図図
作成 年月日	昭和49年11月			備考 年月日 (原図)	昭和55年12月1日			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した得面である。

令和7年6月26日
広島法務局三次支局
登記官

請求番号：10-1

地積測量図写し

地積測量図

708-1-708-9

安芸高田市吉田町志保八新屋

物件1

A 708-1

境界点	境界線の種類	面積計算式 (直角座標法)	X	Y	距離
44	新設金属板		3.344	3.102	3.751
54	新設金属板		7.095	3.073	4.864
55	新設金属板		11.957	3.211	5.942
56	新設金属板		17.891	3.532	7.342
71	新設金属板		18.309	20.869	5.647
72	新設金属板		18.492	26.513	13.252
73	新設金属板		5.252	27.072	13.252
45	新設金属板		326.2193355	72.0976065	24.045

面積 326.2193355
延地面積 72.0976065

B 708-9

境界点	境界線の種類	面積計算式 (直角座標法)	X	Y	距離
44	新設金属板		3.344	3.102	3.751
45	新設金属板		5.252	27.072	3.007
67	新設金属板		2.252	27.199	24.017
57	新設金属板		0.347	3.263	3.002

面積 72.0976065
延地面積 72.0976065

測定の経緯および座標リスト

測点の経緯	X	Y	距離
新設金属板	3.344	3.102	3.751
新設金属板	7.095	3.073	4.864
新設金属板	11.957	3.211	5.942
新設金属板	17.891	3.532	7.342
新設金属板	18.309	20.869	5.647
新設金属板	18.492	26.513	13.252
新設金属板	5.252	27.072	13.252
新設金属板	2.252	27.199	24.017
新設金属板	0.347	3.263	3.002
新設金属板	0	0	0
新設金属板	18.113	0	0

縮尺 1/250

A4サイズに縮小

建物図面・各階平面図写し

建物図面
各階平面図

708-1

安芸高田市吉田町吉田字大賀屋708番地1

各階平面図

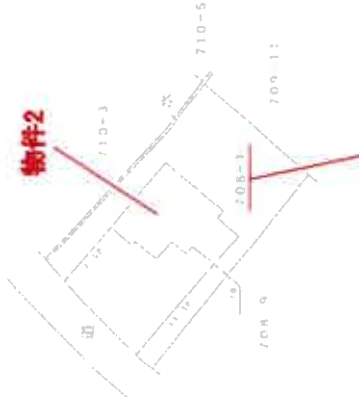
物件2



床面積

区分	延床面積	床面積
1階	1,071.15	0.628.00
2階	1,071.15	2.452.00
3階	1,071.15	31.251.52
4階	1,071.15	2.998.52
5階	1,071.15	1.556.20
6階	1,071.15	1.247.60
計	6,042.75	15,134.84

物件1

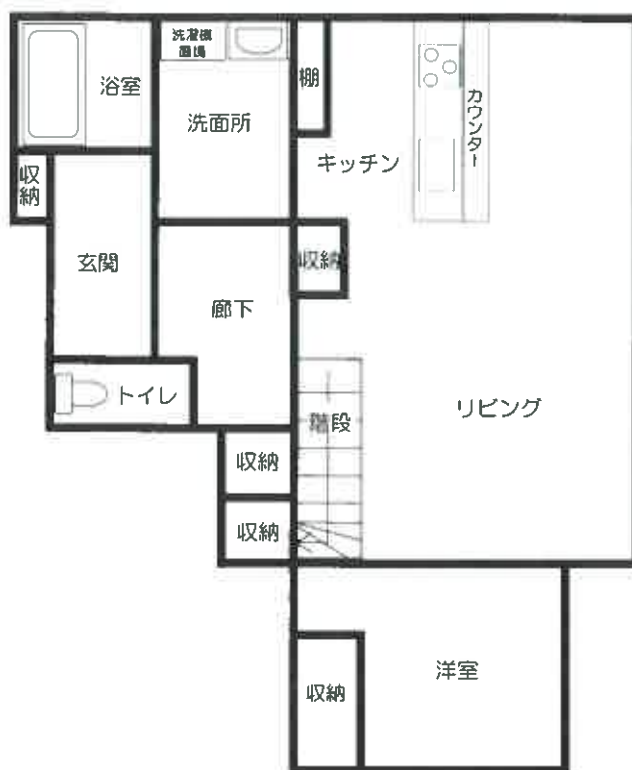


1/500

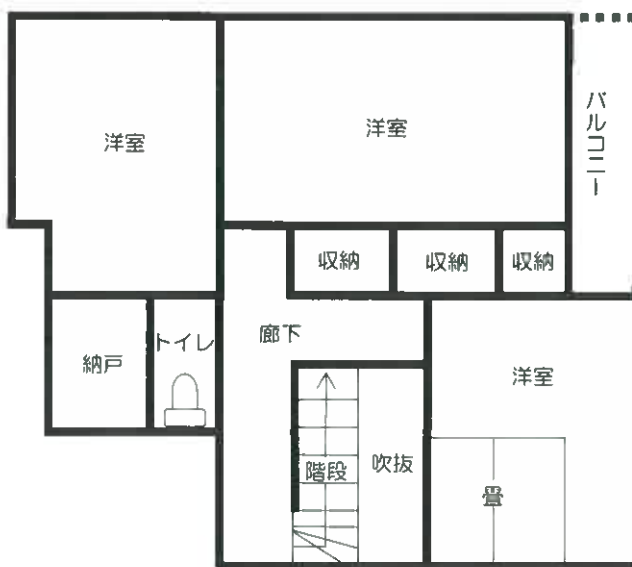
A4サイズに縮小

1階

物件2



2階



建物床面積

1階 63.34 m²

2階 45.13 m²

延べ 108.47 m²

